

2 1で試験候補物質として選定された物質については、以下の点を考慮して優先試験物質リストを作成する。

(1) リスクの大きさに基づいて優先的に試験する物質を考慮することとし、例としては以下のようなものが挙げられるいずれかに該当する物質を優先的に試験する物質とする。ただし、既に、労働安全衛生法等に基づき適切なばく露防止対策が講じられている物質については、優先試験物質から除くものとする。

(例)

- ① 製造・輸入量からみて、産業的利用（医療用の利用等も含む。）がなされている物質、又は、近い将来、産業的利用が見込まれる物質。
- ② 製造し又は、取り扱う事業場が多い物質
- ③ 国内における製造又は取扱いにおいて、ばく露し易いと考えられる物質（ガス、粉じん、ミスト等）

(2) 国によるリスク評価又は、リスク評価対象物質を選定する段階において、リスク評価関係検討会からがん原性試験の実施が必要とされた物質については、優先的に試験する物質とする。

3 2で作成した優先試験物質リストの中から、より優性度の高いものを次年度の試験対象物質とする。

なお、発がん性のおそれのある物質を選定する観点から、当該分野において専門的知見を有する者の意見（エキスパート・ジャッジメント）及び構造活性相関の解析の結果、発がん性があると考えられる高いとされる物質にあつては、これを優先的に試験する物質とする。このため、構造活性相関による発がん性の解析を推進するものとする。

一方、以下のような物質については、物質の性状、特性から良好な試験の実施が困難な場合が想定されることから、そのような場合には対象物質から除外して差し支えないこととする。

- ① 爆発性、発火性、可燃性の強いもの
- ② 空気・水との反応性が高く不安定なもの
- ~~③ 試験を実施する物質の用量（濃度）において強い急性毒性があるもの~~
- ~~④ 試験を実施する物質の用量（濃度）において強い刺激性があるもの~~

(以上)